

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和8年度）

支局・出張所名	所有者等の探索の対象となる地域
湘南支局	藤沢市高倉
西湘二宮支局	平塚市公所
厚木支局	伊勢原市大山
相模原支局	相模原市緑区小淵
神奈川出張所	横浜市神奈川区七島町
金沢出張所	横浜市金沢区六浦二丁目
金沢出張所	横浜市磯子区坂下町
戸塚出張所	横浜市戸塚区戸塚町
戸塚出張所	横浜市泉区緑園四丁目
旭出張所	横浜市旭区川井本町
旭出張所	横浜市瀬谷区阿久和東一丁目
港北出張所	横浜市港北区新羽町
港北出張所	横浜市都筑区牛久保西三丁目